

カタールにおける事業展開について ― 後編

2012年9月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiに作成委託し、2012年9月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-600
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

JETRO

本報告書作成委託先：
Herbert Smith Freehills LLP Dubai

Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



HERBERT
SMITH
FREEHILLS

カタールにおける事業展開について－後編

本レポートの 8 月号では、カタール法に基づいて設立することができる事業体の種類、外国投資法による規制やカタールで外国人従業員を雇用する際の注意点など、カタールにおいて事業展開をする際にポイントとなるいくつかの事項に焦点を当てた。本稿では、事業体を設立するための手続きと実務上の留意点について考察する。

設立手続き

カタールにおいて設立されることの最も多い法人形態は、有限責任会社 (Limited Liability Company、「LLC」または「WLL」) である。

LLC の主たる基本文書は、基本定款である。これはカタール当局に提出しなければならないため、アラビア語 (または 2 カ国語) で作成し、設立者らにより署名されなければならない。商業・貿易省 (Ministry of Business and Trade) は、基本定款の標準書式を公表しており、会社法により一部の規定の変更は可能となっているものの、一般的に修正は認められない。

また、設立手続きの一環として、以下をはじめとする書類も必要とされている。

- 外国人株主の設立証書の写し (カタールでの実施に必要な認証・証明を受けたもの) およびカタール人株主の商業登記の認証謄本。
- 会社の代表者に、会社に代わって LLC の基本定款に署名する権限を与える委任状の原本 (カタールでの実施に必要な認証・証明を受けたもの) と、外国投資家に株式を引き受ける権限を与える外国会社の決議。
- 株主および／または株主の代表者のパスポートの写し、または (カタール国民もしくは同国の居住者であれば) カタール国の身分証明書。
- 必要とされている株式資本を受領したことを証する、カタールの銀行からの書面。

カタールにおいて LLC を設立するには、概して以下を取得しなければならない。

- 商業・貿易省での商業登記
- カタール商工会議所の登録
- 営業所となる物件の賃貸借契約。

- 地方自治・都市計画省（Ministry of Municipal Affairs and Urban Planning）が発行する地方ライセンス（municipal licence）。
- 地方自治・都市計画省が発行する看板ライセンス（signage licence）。
- LLC が従業員のスポンサーとなるために必要となる、内務省（Ministry of the Interior）が発行する入国管理カード。

カタール政府と契約を締結した海外事業体が、契約履行のためにカタールに拠点を置かなければならない場合には、支店の設立も選択肢として考えられる。

支店を設立する際には通常、以下の文書が必要とされている。

- 外国会社の設立証書および基本文書の写し（カタールでの実施に必要な認証・証明を受けたもの）。
- 外国会社から支店長として指名された個人に、外国会社に代わって支店を設立し経営する権限を与える委任状の原本（カタールでの実施に必要な認証・証明を受けたもの）。
- 支店設立の必要性が生じる原因となった署名済みの契約書（一般的に、外国会社とカタール政府またはその他の公共機関の間で締結されるもの）。
- 支店の設立を許可する、外国会社の取締役会の決議の写し（カタールでの実施に必要な認証・証明を受けたもの）。
- 指名された代理人が署名した、登録の許可を求める（アラビア語の）書面。
- 当該代理人のパスポートの写し

なお、他の GCC 諸国とは異なり、外国会社がカタールに支店を設置する際には、「国民たる代理人」（またはスポンサー）を任用する必要がない点に留意すべきである。

カタールにおいて事業展開する際の実務上の留意点

以下は、カタールにおける事業体の設立を検討する際に考慮すべき留意点の一部である。

- LLC の株式資本を預け入れるために、現地の銀行で銀行口座を開設することが必要となる。現地で口座を開設する手続きには時間がかかる場合もあり、必要書類も多く、その一部についてはカタールでの実施に必要な認証・証明を受けなければならない可能性がある。

- 設立が遅れないよう、カタールでの実施に必要な書類の認証・証明を受けるための手続きは、時間に十分な余裕をもって適切に管理しなければならない。
- 事業体が設立されたら、賃貸借契約を署名により正式に締結しなければならない。外国の事業体は、営業所となる適切な物件を探す時間や賃貸借契約の交渉のための時間も計算に入れておくべきである。

適用されるカタール化の水準を確定し、カタールの事業体が現地で雇用できる外国人従業員の数と能力レベルについて判断をするためには、入国管理カードを可能な限り早い段階で申請しておくことが重要となる。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai)